

公告中の案件に関する質問及び回答

質問日	令和6年4月9日
発注機関	和歌山森林管理署
事業名	野々川溪間工事
公告日	令和6年3月27日
開札日時	令和6年5月7日
質問の内容	<p>①打継面清掃工(13号代価表)において世話役・山林砂防工が0.01人・0.08人となっていますが、治山林道必携上巻P814では0.02人・0.1人となっています。なぜでしょうか？</p> <p>②止水版設置(15号代価表)において普通作業員となっていますが、山林砂防工の間違いではないでしょうか。同じような場所での作業で水抜きパイプ伏設などでは山林砂防工となっています。</p> <p>③足場工(キャットウォーク)(20号代価表)において治山林道必携上巻P620の歩掛を採用されていますが今回は治山林道必携上巻P830治山ダム工の歩掛を採用すべきではないでしょうか。</p> <p>④ポンプ運転 作業時排水(32号代価表)において諸雑費率が3%となっていますが治山林道必携上巻P614の歩掛では10%を計上するようになっています。10%が正解でしょうか。</p> <p>⑤大型土のう工(35号代価表)において山林砂防工0.069人(撤去)となっていますが、土木一般世話役の間違いではないでしょうか。</p> <p>⑥コンクリート(45号代価表)において18-3-40と表記されていますが18-8-40が正解でしょうか。</p> <p>⑦まく板パネル型枠工(2号単価表)において世話役・山林砂防工が1人・0.31人となっていますが、治山林道必携上巻P584+正誤表では0.31人・1人となっています。こちらが正解でしょうか</p> <p>⑧頭上防護柵(19号明細書)において杉丸太L3.6~4末口14~22 揚料50%とありますが材料明細書内に記載がありません。丸太材(署決単価)はありますが規格が違いますので記載願います。同様に金物類(kg)についても材料明細書内に記載がありませんので記載願います。</p> <p>⑨本設計書全体において諸雑費率が何処に係っているか見分けが付きません。以前の設計書では*マークにて表記されていました。本設計書内でも労務費のみに係るケースと一部の労務費のみに係るケース、労務費+機械費に係るケース等多様のケースがありますので明記願います。</p>
質問の回答	<p>①打継面清掃工(13号代価表)については、局HP治山林道必携設計施工編補足資料3-6打継面清掃の処理剤使用歩掛を使用しています。</p> <p>②止水版設置(15号代価表)にご指摘の通りです。ダウンロードシステムの参考資料を修正しましたのでご参照ください。</p> <p>③足場工(キャットウォーク)(20号代価表)については、プレキャストコンクリート二次製品を使用していないため、治山林道必携8-6(P620)を適用しています。</p> <p>④ポンプ運転 作業時排水(32号代価表)について、水中ポンプ規格を口径150mmとしているため、治山林道必携8-4-1水替工の諸雑費率を採用しています。</p> <p>⑤大型土のう工(35号代価表)についてご指摘の通りです。ダウンロードシステムの参考資料を修正しましたのでご参照ください。</p> <p>⑥コンクリート(45号代価表)についてご指摘の通りです。ダウンロードシステムの参考資料を修正しましたのでご参照ください。</p> <p>⑦まく板パネル型枠工(2号単価表)についてご指摘の通りです。ダウンロードシステムの参考資料を修正しましたのでご参照ください。</p> <p>⑧頭上防護柵(19号明細書)の丸太材規格は「L=2.0~3.0m 末口φ8~14cm」です。ダウンロードシステムの参考資料を修正しましたのでご参照ください。</p> <p>⑨本設計書全体の諸雑費率については、森林整備保全事業標準歩掛に記載の備考及び注意書き(注)を確認の上積算願います。</p>